

(環境省同時発表)

平成23年3月1日

国土交通省

浄化槽設備士試験及び浄化槽設備士講習にかかる 新たな実施機関の指定について

1. 概要

浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽設備士試験及び浄化槽設備士講習については、これまで財団法人浄化槽設備士センター（以下「設備士センター」という。）が、指定機関として試験事務及び講習業務（以下「試験事務等」という。）を行ってきましたが、平成22年5月に行われた事業仕分けにおいて、「平成22年度中の実施主体の見直し（及び受験者・受講者負担の低減）」との評価結果となったところです。

この結果を受けた来年度以降の試験事務等の実施主体の見直し等の対応に関し、今般、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成13年国土交通省・環境省令第4号）第5条及び第14条で定める指定試験機関及び指定講習機関について、設備士センターに対する指定を取消すとともに、新たに財団法人日本環境整備教育センターを指定することとなりましたので、お知らせします。

2. スケジュール等

指定試験機関及び指定講習機関の指定日：平成23年3月1日

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局建設業課

課長補佐 城谷（24743）

技術検定係長 齋藤（24744）

TEL 5253-8111（代表）

TEL 5253-8277（夜間）

報道発表資料

平成23年3月1日

浄化槽設備士試験及び浄化槽設備士講習にかかる新たな実施機関の指定について(お知らせ)

浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽設備士試験及び浄化槽設備士講習については、これまで財団法人浄化槽設備士センター(以下「設備士センター」という。)が、指定機関として試験事務及び講習業務(以下「試験事務等」という。)を行ってきましたが、平成22年5月に行われた事業仕分けにおいて、「平成22年度中の実施主体の見直し(及び受験者・受講者負担の低減)」との評価結果となったところです。

この結果を受けた来年度以降の試験事務等の実施主体の見直し等の対応に関し、今般、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令(平成13年国土交通省・環境省令第4号)第5条及び第14条で定める指定試験機関及び指定講習機関について、設備士センターに対する指定を取消すとともに、新たに財団法人日本環境整備教育センターを指定することとなりましたので、お知らせします。

指定試験機関及び指定講習機関の指定日 平成23年3月1日

連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
浄化槽推進室
代表 03-3581-3351
直通 03-5501-3155
室長 榎林 茂夫(6861)
室長補佐 黒木 弘雅(6862)
指導普及係 天野 聡(6865)

浄化槽法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十一日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十七号

浄化槽法施行令の一部を改正する政令

内閣は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

浄化槽法施行令（平成十三年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「二万三千六百円」を「二万二千五百円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 大 島 章 宏
内閣総理大臣 菅 直人

国 家 試 験

平成 23 年浄化槽設備士試験の施行について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第2項の規定により、平成23年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第4項の規定に基づき、財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

平成 23 年 3 月 11 日

国土交通大臣 大 島 章 宏

- 1 実施期日 平成23年7月10日（日）
- 2 実施場所 宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県
- 3 受験手数料 22,500円
- 4 受験手続
 - (1) 受験申請受付期間 平成23年4月1日（金）から平成23年5月9日（月）まで
 - (2) 受験申請の受付機関 財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 東京都墨田区菊川二丁目23番3号 電話番号（03）3635局4880番
<http://www.jeces.or.jp>
 - (3) 受験申請方法 受験申請書は、4(2)の機関に書留郵便をもって送付すること。
ただし、この場合、申請受付終了日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 受験票の送付 受験票は、4(2)の機関から直接受験者に送付する。
- 6 合格の発表 平成23年9月中旬に、本人に合格した旨を通知するとともに、4(2)の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。
- 7 その他 受験案内及び受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合わせは、4(2)の機関にて行う。

○国土交通省令第一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）を実施するため、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十一日

国土交通大臣 大畠 章宏
環境大臣 松本 龍

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表を次のように改める。

名 称	主たる事務所の所在地	指定をした日
財団法人日本環境整備教育センター（昭和五十五年二月二十五日に財団法人日本環境整備教育センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都墨田区菊川二丁目二十三番三号	平成二十三年三月一日

第十四条の表を次のように改める。

名 称	主たる事務所の所在地	指定をした日
財団法人日本環境整備教育センター	東京都墨田区菊川二丁目二十三番三号	平成二十三年三月一日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

平成23年度浄化槽設備士講習の実施について

財団法人日本環境整備教育センターは、国土交通大臣及び環境大臣の指定を受けた講習機関として標記講習を次のとおり実施します。

平成23年3月11日

財団法人 日本環境整備教育センター
理事長 入山 文郎

1. 受講資格 1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者
2. 講習日及び講習地並びに受講申請受付期間

講 習 日（予定）	講 習 地	受 付 期 間
5月30日～6月3日	仙 台 市	4月15日～4月28日
6月27日～7月1日	大 阪 市	5月13日～5月27日
12月12日～12月16日	東 京 都	10月28日～11月11日
1月17日～1月21日	札 幌 市	12月2日～12月16日
1月23日～1月27日	福 岡 市	12月5日～12月19日

（講習日等については、変更することがあります。）

3. 受講申請書類の受付方法
財団法人日本環境整備教育センターのほか、講習地の受付機関（社団法人全国浄化槽団体連合会の会員団体）に、持参又は簡易書留郵便（受付最終日の消印まで有効）により受け付けます。
4. 受講申請書類の頒布 平成23年4月初旬から頒布します。
5. 受講料 86,700円
ただし、浄化槽管理士で講習教科目一部免除希望者は81,700円
6. 修了者の発表
5月から7月の講習は8月下旬、12月から平成24年1月の講習は3月初旬、それぞれの受講者に修了又は未修了の旨を通知するとともに、ホームページに掲載及び当センターの掲示場に掲示します。
7. その他
受講申請書及び受講案内書の入手方法、受講手続き等に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

財団法人 日本環境整備教育センター TEL 03-3635-4880

ホームページ <http://www.jeces.or.jp>